

組織評価に関する実施要項

第1 趣旨

この要項は、静岡大学学則第2条第3項及び静岡大学評価規則第12条に基づき、静岡大学（以下、「本学」という。）が実施する組織評価（以下、「評価」という。）に関し必要な事項を定める。

第2 評価の目的

本学は、教育、研究、社会連携、国際交流及び施設・設備等について評価を実施することにより、教育、研究活動等の質的向上を図り、大学運営全般の改善、活性化に役立てるとともに、評価結果を広く社会に公表し、国民に対する説明責任を果たすものとする。

第3 評価の態様

評価は、自己評価及びそれに係る外部評価により実施する。

第4 評価の実施組織

評価の実施組織は以下のとおりとする。

(1) 学部等

人文社会科学部・人文社会科学研究科

教育学部・教育学研究科（教育実践高度化専攻は除く）

情報学部

理学部

工学部

農学部

総合科学技術研究科

自然科学系教育部・創造科学技術研究部

電子工学研究所

グリーン科学技術研究所

(2) 学内共同教育研究施設等

防災総合センター

浜松キャンパス共同利用機器センター

地域法実務実践センター

イノベーション社会連携推進機構

情報基盤機構（情報基盤センターを含む。）

全学教育基盤機構（大学教育センター、学生支援センター、全学入試センター、教職センター、地域創造教育センター、保健センターを含む。）

国際連携推進機構

附属図書館

第5 評価の対象領域

評価の対象領域は、以下のとおりとする。

(1) 本学の目的、施設・設備、財務、管理運営

(2) 学部等が行う教育、研究、社会連携、国際交流

(3) 学内共同教育研究施設等が行う諸活動

第6 評価の基準等

評価の対象領域に係る実施組織及び評価の基準は、別表のとおりとする。

第7 評価の実施時期

評価の実施組織が行う自己評価及び外部評価は、原則として、6年間に1回実施するものとし、その時期については、評価会議が認証評価の実施年度を勘案し決定する。

第8 評価の方法

- (1) 評価会議は、「評価の基準と観点」及び「自己評価実施要領」を別に定める。
- (2) 評価の実施組織は、評価の基準と観点を基に自己評価報告書を作成する。
- (3) 評価の実施組織は、原則として、自己評価の結果につき外部評価を受けるものとする。
- (4) 外部評価は、評価の実施組織を単位として行い、当該組織が推薦し、学長が委嘱する外部評価委員若干名により行う。
- (5) 評価会議は、評価の実施組織の自己評価及び外部評価の活動を統括、支援する。

第9 評価結果の公表

- (1) 評価の実施組織は、評価結果を学内外に公表するものとする。
- (2) 評価会議は、全実施組織の評価結果の概要を学内外に公表するものとする。

第10 評価結果の活用

学長、理事、副学長及び評価の実施組織の長は、評価の結果を、本学及び実施組織の諸活動の改善、活性化に役立てるものとする。

第11 その他

- (1) 評価会議は、評価の実施に関し必要な事項を別に定める。
- (2) 評価会議は、評価の実施後、実施状況を検証し、必要に応じ本要項の見直しを行うものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年1月21日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年1月29日から実施する。

附 則

この規則は、平成23年9月30日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月18日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年2月26日から実施する。

別表

領域	評価基準	実施組織				
		学部・研究科	研究所	全学教育基盤機構	地域創造教育センター	学内共同教育研究施設等
目的	組織の目的	○	○	○	○	○
教育等	組織構成	○	○	○	○	○
	教員及び支援者等	○	○	○	○	○
	学生の受入	○			○	
	教育内容及び方法	○		○	○	
	学士課程	○			○	
	大学院課程（専門職学位課程を除く）	○				
	学習成果	○			○	
	活動の状況と成果			○		○
施設等	施設・設備及び学生支援	○		○	○	○
	施設・設備		○			
質保証	内部質保証システム	○	○	○	○	○
管理運営	管理運営	○	○	○	○	○
情報公表	情報等の公表	○	○	○	○	○
研究	研究活動の状況及び成果	○	○			
地域貢献	地域貢献活動の状況	○	○	○	○	○
国際化	国際化の状況	○	○	○		○